

第1回 学会認定・臨床輸血看護師 登録更新の案内 (2016年度)

2015年10月1日

学会認定・臨床輸血看護師制度協議会		
協議会	会長	大戸 齊
審議会	会長	田崎哲典
カリキュラム委員会		松本雅則
試験委員会		梶原道子
資格審査委員会		牧野茂義
施設認定委員会		水田秀一

学会認定・臨床輸血看護師の登録更新は、5年ごとに有効期間の最終年に行なわれます。更新希望者は下記の要領にしたがって更新手続きを取られるようご案内いたします。

記

【更新対象者】

2011（平成23）年4月1日付けで学会認定・臨床輸血看護師の資格を取得した者

【更新申請資格】

次の2項目の全てを満たしていなければならない。

1. 日本輸血・細胞治療学会の会員であること。
2. 学術論文、学会発表等の業績発表や輸血に関連した各種学会、講演会および研修会での活動により、登録更新に必要な基準単位を取得していること。5年間（2011年2月1日から2016年1月31日）で次頁の表により加算して30単位以上取得していなければならない。うち少なくとも10単位は日本輸血・細胞治療学会主催行事（学術総会、秋季シンポジウム、支部例会等）への参加でなければならない。ただし、登録更新業績は50単位程度申請することが望ましく、それ以上は手続き上申請する必要はない。

(表) 学会認定・臨床輸血看護師の業績に関する基準単位

学会参加		
日本輸血・細胞治療学会総会		10
同上	秋季シンポジウム	10
同上	支部会例会	5
日本血液事業学会総会		8
日本自己血輸血学会総会		8
赤十字血液シンポジウム		5
その他の学会*		5
研究発表**		
原著論文(筆頭)		10
同上(共同)		5
その他の著書(筆頭)		5
同上(共同)		3
学会発表(筆頭)		10
同上(共同)		3
学会主催または共催の教育活動等*		5
講習会、研修会等参加**		5

* 6団体(日本輸血・細胞治療学会、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会、日本看護協会)が主催または共催した輸血医学に関連のあるものに限る。その他は審議会において審査する。

** 輸血医学に関連のある研究発表、及び講習会や研修会への参加で、審議会において審査する。なお、講習会や研修会等への参加については2015年5月現在、東京都輸血療法研究会、都道府県合同輸血療法委員会、造血細胞移植学会、日本自己血輸血学会教育セミナー、自己血輸血看護師制度協議会指定セミナーが認められている。

【更新申請手続き】

1. 更新対象者には日本輸血・細胞治療学会内学会認定・臨床輸血看護師制度係から申請書類(様式1-3、様式2、様式4、登録更新料振込用紙)が郵送される(2015年10月頃)。
申請に必要な書類を整え、学会認定・臨床輸血看護師制度係に送付する。なお、様式1-3、2、4のみは日本輸血・細胞治療学会誌会告のコピーでも可。また日本輸血・細胞治療学会のホームページ(<http://yuketsu.jstmct.or.jp/>)からもダウンロードできる。

2. 申請に必要な書類

- 1) 学会認定・臨床輸血看護師 更新申請書（様式 1-3）を使用する。
- 2) 別表により加算して 30 単位以上であり、少なくとも 10 単位は日本輸血・細胞治療学会関連でなければならない。ただし、登録更新業績は 50 単位程度申請することが望ましく、それ以上は手続き上申請する必要はない。
- 3) 学会や講習会の参加証明としては会が発行したネームカード、或は参加証は原本（出席者の氏名が記載されていること）の添付が望ましいが、コピーも可とする。但し、不正があった場合は認定を取り消す。原本の提出者で返却を希望する場合には、更新申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。全て A4 サイズに統一する。それより大きいものは縮小コピーし、小さいものは貼付台紙に貼付する（1 枚の台紙に複数枚貼付可）
- 4) 研究発表（論文、著書、学会発表等）がある場合は、業績目録（様式 2）に記載し、かつそれぞれ申請者名、発行（発表）年月日、誌名、ページ、会の名称と開催年月日などがわかる部分のコピーを添付する。
- 5) 教育活動等に関しては、会の名称、役割（研修会等の講師を含む）、日時・期間を明記する。5 年間に同一の役割を複数回務めた場合、その全てを 1 回として算定する。尚、上記の学会や講習会、研究発表や教育活動等は輸血医学に関連のあるものに限る。
- 6) 登録更新料 5,000 円の払込受領証のコピー
郵便振替：00170-5-488667
学会認定・臨床輸血看護師制度係
振込用紙は郵便局に備え付けの汎用振込用紙を利用してもよい。
- 7) 申請書類受領連絡用の郵便はがき（申請者が用意し、申請者の住所・氏名を記入）

3. その他の関連事項

申請により認定登録更新の期間が延長できる場合（長期療養、育児休暇など）があるので、該当する方は学会事務局に問い合わせること。詳細は学会ホームページの認定制度（規約、第 12 条）を参照されたい。

	認定期間	単位取得期間	更新手続き期間
第 1 回認定者(*)	2011.4.1～2016.3.31	2011.2.1～2016.1.31	2016.2.1～2016.2.29

(*) 初回更新者に対する特例措置

第 1 回目の認定者についても 2016 年 1 月末日までに 30 単位以上を取得し、手続きをすることが望ましい。しかし、既に認定後 1 年が経過していることを考慮し、単位取得期間を 1 年延長し、2017 年 1 月末日までとするので、その間に 30 単位に満たない分の単位を取得されたい。但し、更新申請書類の提出は 2016 年 2 月 1 日～2016 年 2 月 29 日とし、不足分の単位数、及び 1 年以内にそれを取得する見通しについて申告しなければならない。これを条件に認定証（仮）を発行する。単位が満たされた段階でそれを証明する書類を提出し、審査で確認後、正式な認定証を発行する。この期間は、正式に「学会認定・臨床輸血看護師」と称することはできない。なお、認定

期間は2016年4月1日から2021年3月31日までで、2017年1月末日までに取得した単位のうち、追加分は、次の更新には使用できない。

4. 申請書類の綴じ方

- ・原本は様式1-3. 2. 4、証明書類、登録更新料のコピーの順に重ね、左上をホチキスで綴じる。また、その全頁をコピーし同様に綴じたものを1冊作成する。
- ・さらに、様式1-3のコピーを1部添付する。

5. 申請受付期間：2016年2月1日から2016年2月29日まで（必着）

6. 申請書類送り先

（角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し、簡易書留または宅配便で送ること）

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-14 ユニテビル5階

日本輸血・細胞治療学会内 学会認定・臨床輸血看護師制度係
電話 03-5804-2611

（封筒の表に「更新」と朱書のこと。また、発送後2週間以内に書類受領の連絡ハガキが返送されない場合は電話で問い合わせること）

【更新登録】

書類審査に合格し、学会認定・臨床輸血看護師制度審議会と協議会で適格とされた者は協議会より認定証が発行される。

【お知らせ】

会費の滞納と認定資格の喪失について

認定資格の取り消しの事由として、学会認定・臨床輸血看護師制度規約第20条4)に、日本輸血・細胞治療学会を退会したとき、と明記されております。他方、学会の定款第13条には、退会の事由として、2年以上会費を滞納した者、とあります。即ち、会費の滞納は資格の喪失に繋がります。但し滞納されても未納分を遡って納入することで、資格は継続されます。定款、規約は学会ホームページより参照可能です。